

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	プラントの過渡的な変化を監視している装置（過渡現象記録装置）が動作し、運転員が同装置を確認したところ、原子炉隔離時冷却系タービンが回転していることを示しており、中操のタービン回転数指示計は約1000rpmを指示していたが、現場を確認したところ、タービンは停止。このことにより、当該系統が動作可能な状態にないと判断し、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱を宣言。今後、原因について調査を実施。	A S	7月28日公表済 (PDF257KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	今回定期事業者検査「安全弁検査」において、原子力安全基盤機構（JNES）より検査書類の誤記等の指摘を受けたため、水平展開として調査した結果、「液体廃棄物処理系容器検査（環NW3）」等（6件）において、記載することになっている検査で使用する計器のうち「本設計器以外の計器（監視用）」の記載がないことが認められたため、対応検討	C	
2	1号機	取水口スクリーン操作盤室脇の取水路ケーブルピットにおいて、「排水槽満水」警報回路不良が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉圧力容器上蓋冷却水流量計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）軸シール蒸気排気管圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・校正	D	
5	3号機	廃棄物処理建屋1階所内用空気取出弁（二次弁）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	4号機	気体廃棄物処理系グリコールポンプ（A・B）の基礎架台及び電線管に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	気体廃棄物処理系グリコールポンプ基礎架台に結露水の溜まりが認められたため、当該部を点検・清掃及び対応検討	D	
8	5号機	中央制御室設置のタービン駆動原子炉給水ポンプ（B）軸受振動記録計の記録用紙押さえ用前面カバーの留め具に折損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	屋外取水設備トレンチサンプポンプ（B）において、自動起動液位スイッチ不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
10	5号機	中央制御室内自動火災報知器盤の扉において、ハンドル部の破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	6号機	非常用電気品室換気空調系冷却装置用冷却水ポンプ（B）のスイッチ付出口圧力指示計の点検時、接点動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	廃棄物処理建屋高電導度廃液サンブ漏えい検出器の点検時、安全処置の誤りによる地絡警報の発生が認められたため、対応検討	C	
13	6号機	タービン建屋室内暖房用ユニットヒータ（UH6-1）用ファン温度スイッチの点検時、接点動作不良（固着）が認められたため、当該計器を交換	D	
14	6号機	タービン建屋室内暖房用ユニットヒータ（UH6-3）用ファン温度スイッチの点検時、接点動作不良（固着）が認められたため、当該計器を交換	D	
15	6号機	原子炉建屋・廃棄物処理建屋電気品室換気空調系冷却装置の温度計器収納箱において、フレキシブル電線管コネクターに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	非常用電気品室換気空調系冷却装置（A）において、冷媒ガス圧力高によるトリップの頻発が認められたため、対応検討	D	
17	集中環境施設	焼却工作建物外気処理装置フィルタ内において、結露水の溜まりが認められたため、当該部を点検・清掃及び対応検討	D	
18	集中環境施設	高温焼却炉焼却廃棄物搬入ドラム缶重量計（A・B）フック止めにおいて、変形が認められたため、当該フック止めを点検・修理	D	
19	集中環境施設	高温焼却炉グラニュール（焼却後の廃棄物）ドラム缶充填シュート排出ノズルの昇降装置の動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	集中環境施設	高圧圧縮設備駆動制御用空気減圧弁において、空気の漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで